

(参考資料)

平成28年第1回(3月)定例会議案名

1 市長提出議案(54件)

平成27年度関係(16件)

○ 一般会計予算決算常任委員会(1件)

(1) 議案第1号 平成27年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)
について (財政)

○ 総務文教常任委員会関係(5件)

(1) 議案第7号 平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計
補正予算(第4回)について (公営)

(2) 議案第11号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制
定について (人事)

(3) 議案第12号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)

(4) 議案第13号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田
市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて (人事)

(5) 承認第1号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正
に関する専決処分について (税務)

○ 民生福祉常任委員会関係(5件)

(1) 議案第2号 平成27年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予
算(第2回)について (国保)

(2) 議案第3号 平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算
(第3回)について (高齢)

(3) 議案第4号 平成27年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正
予算(第2回)について (国保)

(4) 議案第8号 平成27年度山陽小野田市病院事業会計補正予算(第1
回)について (病院)

(5) 議案第14号 新火葬場建設事業(火葬炉設備工事)請負契約の締結
について (環境)

○ 産業建設常任委員会関係(4件)

(1) 議案第5号 平成27年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算
(第3回)について (下水)

(2) 議案第6号 平成27年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補
正予算(第3回)について (下水)

(3) 議案第9号 平成27年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1
回)について (水道)

(4) 議案第10号 平成27年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予
算(第1回)について (水道)

○ 人事案件(1件)

(1) 同意第1号 山陽小野田市公平委員会の委員の選任について (人事)

平成28年度関係(38件)

○ 一般会計予算決算常任委員会(1件)

(1) 議案第15号 平成28年度山陽小野田市一般会計予算について
(財政)

○ 総務文教常任委員会関係(14件)

(1) 議案第23号 平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会
計予算について (公営)

(2) 議案第27号 山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制
定について (総務)

(3) 議案第28号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関す
る条例の制定について (総務)

(4) 議案第29号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改
正する条例の制定について (総務)

- (5) 議案第30号 山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (6) 議案第31号 山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (7) 議案第32号 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (8) 議案第33号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (9) 議案第34号 山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (10) 議案第35号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (11) 議案第36号 山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について (人事)
- (12) 議案第45号 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について (学教/総務)
- (13) 議案第46号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について (総務)
- (14) 議案第47号 新市建設計画の変更について (企画)

○ 民生福祉常任委員会関係 (9件)

- (1) 議案第17号 平成28年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (国保)
- (2) 議案第18号 平成28年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- (3) 議案第19号 平成28年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (国保)
- (4) 議案第24号 平成28年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)

- (5) 議案第37号 山陽小野田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について (生活)
- (6) 議案第38号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (7) 議案第39号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (8) 議案第40号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)
- (9) 議案第48号 養護老人ホーム長生園組合規約の変更について (高齢)

○ 産業建設常任委員会関係 (10件)

- (1) 議案第16号 平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について (都市)
- (2) 議案第20号 平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について (農林)
- (3) 議案第21号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について (下水)
- (4) 議案第22号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算について (下水)
- (5) 議案第25号 平成28年度山陽小野田市水道事業会計予算について (水道)
- (6) 議案第26号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について (水道)
- (7) 議案第41号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市)
- (8) 議案第42号 山陽小野田市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について (都市)

(9) 議案第49号 市道路線の認定について (土木)

(10) 議案第50号 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法
について (都市)

○ 山口東京理科大学薬学部設置促進並びに利活用調査特別委員会関係
(4件)

(1) 議案第43号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る
重要な財産を定める条例の制定について (成長)

(2) 議案第44号 山陽小野田市公立大学法人運営基金条例の制定につい
て (成長)

(3) 議案第51号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目
標を定めることについて (成長)

(4) 議案第52号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収
する料金の上限の認可について (成長)

議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 三 浦 英 統
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗
〃 山陽小野田市議会議員 河 崎 平 男
〃 山陽小野田市議会議員 石 田 清 廉
〃 山陽小野田市議会議員 下 瀬 俊 夫
〃 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）の
一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部の所管に属する事項」を
「総合政策部の所管に属する事項
文化・スポーツ振興部の所管に属する事項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>総合政策部の所管に属する事項</u></p> <p><u>文化・スポーツ振興部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>成長戦略室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2) ~ (4) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>総合政策部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>成長戦略室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2) ~ (4) 略</p>

(提案理由)

議員提出議案第 号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市組織条例が改正されたことに伴い、常任委員会の所管に属する事項を改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

山陽小野田市議会基本条例の検証



平成28年3月25日

山陽小野田市議会

1、議会改革の機運

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方分権に向けて大きく舵が切られ、さらには地域主権推進関連三法の成立で地域の自主性及び自立性が求められるようになり、二元代表制の一翼を担う議会の役割はますます重要になってきた。

そうした中、本市議会においても議会改革の機運が高まり議会の基本的事項を定め、真の地方自治の実現を目的とする「議会基本条例」の必要性が議論され、平成21年12月に議会基本条例制定特別委員会を設置し、52回の委員会審議を経て平成24年3月に条例が制定された。

2、議会改革の取組み（議会基本条例の制定）について

（1）条例制定の必要性

- ① 住民の信頼を取り戻す。
 - 議場から飛び出し、住民の生の声を聞く姿勢
 - 旧態依然とした議会の硬直したものの考え方の打破
- ② 議事機関としての議会の役割を果たす
 - 執行部提案の議案審議中心の打破
 - 所管事務調査を中心とした政策提言の姿勢

（2）議員の意識付けの方法

- ① 山口市議員研修会に議員派遣
 - 講師 竹下 譲 「議員の使命と議会改革」
- ② 山口県市議会議員研修会に議員派遣
 - 講師 廣瀬和彦 「議会基本条例と議会改革」
 - 講師 大森 彌 「二元代表制と議会改革」
- ③ 議会改革講習会を主催
 - 講師 竹下 譲 「分権下の議会の役割と議会改革」
- ④ 会議録をホームページに掲載
- ⑤ 会派の意見集約をもとに委員会議論
- ⑥ 全員協議会にて説明
- ⑦ 本議会にて中間報告

（3）条例案作成までの経過について

- ① 委員会を52回開催 → 委員の全会一致を基本とした
- ② 議会基本条例説明会の開催（市内6箇所）
- ③ 市長の意見書に回答
- ④ 専門的知見の活用 山梨学院大学 江藤俊昭教授
- ⑤ パブリックコメントの実施 → 意見の回答をホームページに掲載

3、議会基本条例の検証と具体的な取組み

山陽小野田市議会基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

・ 予算・条例等の修正を適宜行うなど監視機能を発揮させている。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

・ 二元代表制の一翼を担うために、議長・副議長の任期を4年とした。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。

- ・本会議、委員会を原則公開とし、政策討論会も公開した。
- ・平成27年9月定例会から委員会中継を実施した。

(自由討議の保障)

第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

- ・議案質疑終了後に執行部を退席させて、論点となる事案について議員間で自由闊達な議論を行った。
- ・合意形成が図ることができる事項については附帯決議にまとめた。

(議決事件の追加)

第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

- ・山陽小野田市議会の議決すべき事件を定める条例（市条例第25号）に基本構想及び基本計画の策定又は改廃に関することを議決事件として追加した。

(議案及び関連資料の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。

- ・平成26年6月から委員会等の傍聴者に対して議案及びその関連資料を配布すると共に、ホームページに掲載した。

(政策討論会の開催)

第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めます。

- ・政策形成に資するため、重要課題につき議員全員参加のもと公開にて討論会を実施した。（例：学校給食センター、議員定数、定住人口）
- ・平成27年11月に人口減少問題に関する議会政策提言を市長に提出した。

(行政運営の検証)

第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

- 2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。
- 3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

・市長等が執行した事業について議会が評価したものを「評価書」にまとめて市長に提出している。

第3章 本会議における基本原則

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。

- 2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。
- 3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。

・平成26年3月定例会から施政方針に対する代表質問を採用した。
・同年9月定例会から一問一答方式を採用した。

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

・あくまで論点を整理するための反問権であるが、議長等の許可を得ないまま反論に準じた権利を行使しているのが現状である。

(議案等に対する質疑)

第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものとどめます。

・議案との関連性が希薄なものや意見表明に終始したものが散見される。

(委員長報告に対する質疑)

第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。

- 2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。
- 3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。

・委員長報告に対する質疑が他市に比べて活発である。

(委員長報告)

第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。

2 委員長報告概要は、議場に配布します。

・ 審査の概要、主な論点や結果をまとめた委員長報告概要を議場に配布した。

(賛否の公開)

第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。

・ 議案等における賛否を議会だより及びホームページに掲載した。

第4章 委員会における基本原則

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

・ 予算と決算を一体的に審査する一般会計予算決算常任委員会を設置し、監視機能及び政策立案機能の強化に努めた。
・ 各委員会とも閉会中の所管事務調査を機動的に実施している。

(審議における論点情報の形成)

第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

第5章 市民と共に行動する議会

(市民懇談会の実施)

第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

2 市民懇談会に関することは、別に定めます。

・ 平成24年度12件をピークに減少傾向。今年度は実績がなかった。

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

- ・ 請願者から願意を直接聴くことができるため、請願審査が充実した。
- ・ 紹介議員も同席することとしている。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

- ・ 委員会の所管事務調査において利害関係者を招致した例がある。

(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。

(意見箱の設置)

第23条 議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置します。

- ・ 現時点で設置に至っていない。

第6章 説明責任を果たす議会

(議会報告会の実施)

第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

- ・ 条例上は年2回以上だが、要綱では毎定例会ごと(年4回)である。
- ・ 参加者の減少と固定化が大きな課題となっている。

(市議会出前講座の実施)

第25条 議会は、市民からの要請に応じてその有する情報を提供するため、市議会出前講座を行います。

2 出前講座に関することは、別に定めます。

- ・ 一度も実績がない。

(情報の公開)

第26条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

- (1) 本会議会議録
- (2) 委員会記録

- (3) 委員会報告書
- (4) 視察報告書
- (5) 議長交際費
- (6) 政務活動費
- (7) 議会スケジュール
- (8) その他議長が必要と認めたもの

・各項目すべてホームページに掲載している。

(議会広報の充実)

第27条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

・議会だよりが市民に読まれていない等の課題がある。
・議会情報の発信ツールとして平成26年8月から市議会フェイスブックを開始した。

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

(政治倫理)

第28条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。

・議会基本条例と併せて、山陽小野田市議会政治倫理条例（市条例第24号）を別に定めた。

(議員定数)

第29条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。

・議会のあり方調査特別委員会で議員報酬、政務活動費と併せて検討する。

(議員報酬)

第30条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

(政務活動費)

第31条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第13号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。

・会派及び無所属議員の政務活動費収支状況一覧表をホームページに掲載している。

第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第32条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。

(議会図書室)

第33条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第34条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

(条例の見直し等)

第35条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。

・平成26年2月に全議員を対象に議会基本条例の研修を実施した。

第10章 補則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月22日条例第2号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

議会基本条例自己評価シート

達成度	
A：達成した。 B：ある程度達成した。	C：まだまだ不十分である。 D：取り組んでいない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

・ 議会は、条例の目的を果たしているか。	
----------------------	--

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

・ 議会は、上記の原則に基づき活動しているか。	
-------------------------	--

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

・ 議員は、上記の原則に基づき活動しているか。	
-------------------------	--

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。

・会派は、政策集団として上記の目的を果たしているか。	
----------------------------	--

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。

・議会は、本会議のほか委員会等を原則公開しているか。	
----------------------------	--

(自由討議の保障)

第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。

・議会は、議員相互間の自由討議を中心に運営し、結論を出す場合、論議を尽くして合意形成に努めているか。	
--	--

(議決事件の追加)

第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

・議会は、議決事件を積極的に追加しているか。	
------------------------	--

(議案及び関連資料の公開)

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。

・議会は、議案及び関連資料を積極的に公開しているか。	
----------------------------	--

(政策討論会の開催)

第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。

2 政策討論会に関することは、別に定めます。

・議会は、上記の目的を達成するため政策討論会を開催しているか。	
---------------------------------	--

(行政運営の検証)

第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。

3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

・ 議会は、決算審査に当たって議会の評価を行っているか。	
------------------------------	--

第3章 本会議における基本原則

(一般質問)

第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。

2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。

3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。

・ 議員は、条文の趣旨に沿って一般質問を行っているか。	
-----------------------------	--

(反問権)

第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。

・ 市長等は、条文の趣旨に沿って反問権を行使しているか。	
------------------------------	--

(議案等に対する質疑)

第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものととどめます。

・ 議案に対する質疑は、あくまで総括大綱的な内容にとどめているか。	
-----------------------------------	--

(委員長報告に対する質疑)

第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。

2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。

3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。

・ 委員長報告に対する質疑は、疑義をただすために行っているか。	
---------------------------------	--

(委員長報告)

第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要

な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。

2 委員長報告概要は、議場に配布します。

・委員長報告は、概要等を明らかにし、詳細に要領よく行われているか。	
-----------------------------------	--

(賛否の公開)

第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。

・議案等における賛否は原則公開しているか。	
-----------------------	--

第4章 委員会における基本原則

(委員会の運営)

第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。

・委員会は、所管事務調査を機動的に実施し、専門性と特性を生かして、その機能を十分発揮しているか。	
--	--

(審議における論点情報の形成)

第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等（以下「政策等」といいます。）について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

・委員会は、議会審議における論点情報を形成し、提案者に対して上記の事項を明らかにするよう求めているか。	
---	--

第5章 市民と共に行動する議会

(市民懇談会の実施)

第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

2 市民懇談会に関することは、別に定めます。

・議会は、上記の目的を達成するために市民懇談会を実施しているか。	
----------------------------------	--

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

・議会は、請願等の審議において提案者の意見を聴く機会を設けているか。	
------------------------------------	--

(公聴会及び参考人制度の活用)

第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。

・議会は、参考人制度及び公聴会制度活用しているか。	
---------------------------	--

(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。

・議会は、必要があると認めるときは、附属機関を設置しているか。	
---------------------------------	--

(意見箱の設置)

第23条 議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置します。

・議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置しているか。	
-------------------------------	--

第6章 説明責任を果たす議会

(議会報告会の実施)

第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。

2 議会報告会に関することは、別に定めます。

・議会は、説明責任を果たすため、議会報告会を年2回以上行っているか。	
------------------------------------	--

(市議会出前講座の実施)

第25条 議会は、市民からの要請に応じてその有する情報を提供するため、市議会出前講座を行います。

2 出前講座に関することは、別に定めます。

・議会は、市民からの要請に応じて、市議会出前講座を行っているか。	
----------------------------------	--

(情報の公開)

第26条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

(1) 本会議会議録

- (2) 委員会記録
- (3) 委員会報告書
- (4) 視察報告書
- (5) 議長交際費
- (6) 政務活動費
- (7) 議会スケジュール
- (8) その他議長が必要と認めたもの

・ 議会は、上記の各号に掲げる事項について公開しているか。	
-------------------------------	--

(議会広報の充実)

第27条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

・ 議会は、分かりやすい情報を提供し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか。	
--	--

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

(政治倫理)

第28条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。

・ 議員は、市民の代表者として倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めているか。	
--	--

(議員定数)

第29条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしします。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとしします。

・ 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、様々な要素を考慮の上、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。	
---	--

(議員報酬)

第30条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並

びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

・委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。	
---	--

(政務活動費)

第31条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。

2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第13号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。

・委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしているか。	
・会派の代表者及び会派に属さない議員が政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿等を整理し、その使途の透明性を確保しているか。	

第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第32条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。

・議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図っているか。	
----------------------------------	--

(議会図書室)

第33条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。

・議長は、議会図書室を適正に管理運営し、その図書、資料等の充実に努めているか。	
---	--

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第34条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

・市議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しているか。	
---	--

